

当文教厚生委員会に付託された案件については、3月8日、13日及び18日は午前9時30分から、19日は午後2時30分から、いずれも委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第7号中、当委員会に分割付託された案件及び議案第11号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

歳出、3款1項1目、生活困窮者自立支援事業について、現在の進捗状況が計画通りでかつ順調であるのか、また、現状を踏まえ、平成31年度はどのように取り組んでいくのか。とに対し、

当初の計画どおり、今年度で国の提示する任意事業を全て実施することができ、順調に進んでいます。平成31年度は今年度開始した就労準備支援事業について、模擬面接や見学、体験就労などを受け入れてくれる協力企業の開拓にかかる費用を増額し、支援の充実を図ります。とのこと。

同項2目、長寿訪問等事業について、数えで88歳になる方への1万円の祝い金を5千円相当額のはんだカタログギフトに変更した目的は何か。とに対し、

寿命が延び、対象者が増加しています。それに伴い事業費は年々増加しており、介護予防事業等へ限りある財源を有効かつ効果的に配分するために見直しを行いました。また、カタログギフトには半田の魅力が掲載されており、米寿のお祝いで親族が集まったときに話題にして、半田の良さを改めて認識していただきたいためです。とのこと。

同じく、あいちオレンジタウン構想事業について、3年間のモデル事業だが、期間終了後も継続するのか、また、他の地域での実施を考えているか。とに対し、

当該事業はマンションの食堂や共有スペースを活用し、認知症カフェや障がい者の居場所、賃貸の部屋貸しなどで運営され、期間終了後も市内既存の認知症カフェと同様な支援を行っていくことから、自立継続は可能であると考えています。また、モデル事業の結果を評価したうえで、共生型の認知症カフェを各地域にも普及させていきたいと考えています。とのこと。

同款2項1目、子どもの貧困対策事業の長期休暇学習支援事業では、平成31年度は新たに乙川地区を加え3か所で実施するとのことだが、乙川地区では「誰」が「どこ」で実施するのか。また、各地区での開催日数は。とに対し、

乙川地区の詳細は検討中ですが、地域で子供たちのために活動されている団体にお願いできれば、子どもたちにもより良い環境が整うと考えています。また、開催日数は各所、年間20日程度です。とのこと。

同項2目、地域子育て支援拠点委託事業について、既設の青山児童センター、板山ふれあいセンターに続いて、乙川地区、亀崎地区で平成31年度から実施し、目指していた中学校区での実施が完了するとのことだが、半田地区と成岩地区はどうなっているのか。また、新規2か所の事業者の選定方法と開始時期はどうか。とに対し、

委託としては4か所ですが、市直営で子育て支援センターと岩滑こども園で実施しています。成岩地区は地区内にはありませんが、子育て支援センターが近距離にあり補完できると考えています。また、新規の事業者は公募とし、決定後、早ければ8月頃に開始できると考えています。とのこと。

同じく、地域型保育事業について、平成31年度、新たに保育施設2園が開所し定員が36人増えるとのことだが、待機児童問題は解消される見込みであるのか。とに対し、

ニーズの高い青山地区と乙川地区での開所に加え、私立の半田同胞園でも分園が開所し定員が拡大されることから、待機児童の発生は防げると見込んでいます。とのこと。

4款1項1目、健康づくり推進事業における、はんだ健康マイレージ事業は今年度、高ポイント取得者への記念品が不足するという事態が発生したが、これを踏まえ来年度どうするのか。とに対し、

平成29年度の111名に対し、平成30年度は12月末現在で985名の申請があり、想定以上に増加したため記念品が不足する結果となりました。平成31年度はタオルなどの人気の記念品は抽選とし、ふれあいプールの入場券など1,20

0名分を準備し、全員にお渡しできるようにします。とのこと。

この事業は健康診査の受診など市民の健康増進への意欲を高めるために導入した
と思うが、申請の大幅な増加は事業効果の表れであるのに対し、予算を増額せず記
念品の単価を下げるような措置は市民の意欲や事業効果を低下させるのではないか。
とに対し、

平成31年度の実施状況により、必要な予算措置を講じていきます。とのこと。

9款、小中学校及び地区公民館長寿命化計画について、前々から、少子高齢化、
人口減少等の課題に対応する計画として必要性を意見してきたものであるが、市は
国からの要請や補助金獲得を策定理由としている。市として計画の必要性をどう捉
えているのか、また、未来への責任として、公共施設の統廃合を含めた計画に基づ
き適切な管理を行っていくべきと考えるがどうか。とに対し、

国からの要請はありましたが、そのみが策定の理由ではなく、人口減少や無限
ではない財源等、全自治体が抱える問題の中で市民の安心安全な生活を守るために、
公共施設の長寿命化計画を策定することは喫緊の課題であると認識しています。併
せて、公共施設全体の老朽化が進んでいる現在、教育部が所管する施設だけでなく、
各部が所管する施設との統廃合も含めて、市全体で考えていくことが必要だと考え
ています。関係部課と調整し、適切に管理していきます。とのこと。

同款1項3目、いじめ不登校対策事業について、半田市の現状と、それを踏まえ
て平成31年度にどのように取り組んでいくのか。とに対し、

不登校児童は減少傾向にありましたが、昨年度以降わずかな増加に転じているこ
とから適応指導教室の教育相談員を1名増員し、新たに各校の巡回や公民館等の分
室に通っている子どもたちへの指導を行います。また、スクールソーシャルワー
カーも役割が年々増加しているため、常勤とする等、体制の拡充を図ります。との
こと。

同じく、コミュニティスクール推進事業について、推進委員とコーディネーター
の謝金が計上されているが各校の配置や活動をどのように見込んでいるのか。とに
対し、

推進委員は各校10名で学期ごと、年間3回の学校運営協議会への出席を見込んでいます。コーディネーターは各校1名で年間40時間の活動を見込んでいます。とのこと。

事業の意義や有効性を地域へどのように浸透させていくのか、また、コーディネーターがこの事業の推進のキーパーソンになるが、彼らの情報共有や連携、研修など今後につなげるため初年度の取り組みが重要と考える。平成31年度、どう取り組んでいくのか。とに対し、

制度をわかりやすく説明したりフレットの配布や学校運営協議会などで丁寧に説明していくことで地域の理解促進に努めます。また、コーディネーターは、連絡会議を開催し、情報共有や連携の体制づくりをしていきます。とのこと。

同款2項2目、要準保護児童、生徒の就学援助事業について、小学校、中学校の予算額がほぼ同額であるが、対象者数等その理由と対象の基準はどうであるか。とに対し、

対象者数は小学校が中学校より5割程多くなっていますが、学用品援助等、品目により補助額が、中学校の方が小学校より2倍程度高額となるためです。また、市民税非課税世帯や児童扶養手当受給世帯などの要件該当者が対象となります。とのこと。

その後、議案第7号中、当委員会に分割付託された案件及び議案第11号については、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、2議案とも委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第15号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

新たに乳がん検診助成事業を実施するとのことだが、何人の受診を見込んでいるのか。また、がん検診の中で、乳がん検診の補助を行うことにした理由は何か。とに対し、

1、400人程度の受診を見込んでいます。乳がん検診としたのは、乳がんの治療が高額となることや、半田市では乳がんが死因となるケースが多いとの結果が出ているためです。とのこと。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第16号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

地域介護予防活動支援事業の「げんきスポット」への支援について、今年度、事業実施団体数の大幅増加により交付額が減額になったと聞いているが、当初の見込みと実績はどうであったか。また、平成31年度はどう見込んでいるのか。とに対し、

平成30年度は平成29年度実績に増加予想分を加え120団体を予定していましたが、実際は172団体から申請があり、予算の範囲内で交付することとしました。平成31年度は申請実績からさらに増加することを見込んで225団体分を計上しています。とのこと。

補正予算を計上し予算を増額することや、予定数満了の時点で申請を打ち切る等の考えはなかったのか。とに対し、

要綱で予算の範囲内で交付するものと定め、申請者に対して事前に説明を行っていることから補正計上はしませんでした。予定数満了をもって受付を終了することも議論しましたが、交付されない団体の事業実施への意欲を削ぐことが懸念されたので、一律に調整した交付としました。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第17号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第23号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

学校医に合わせて兼務給を導入するとのことだが、歯科医本人や歯科医師会からの理解を得ているのか。また、他の診療科と異なっていた理由は把握しているのか。とに対し、

歯科医師及び歯科医師会には説明し、理解を得ています。また、他の診療科は学校数に対して医師が不足し、複数校での兼務が生じていましたが、歯科医師は各校に概ね配置できていたため兼務給の設定がなかったものと考えられます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号及び議案第32号の5議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、5議案とも委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。